【重要】農業者の皆様へ

令和８年11月16日

令和９年度から水田政策が大きく変わります

水田を活用した「水田活用の直接支払交付金」は令和９年度から抜本的見直しが行われる予定です。
田畑を問わず作物ごとの生産性向上を支援する仕組みへと変わり、農業者の努力が報われるものとなるように収量に応じた支援単価が設定されます。

【1. 新たな水田政策の全体像ついて】

作　物	令和９年度以降の支援の方向性
加工用米 米粉用米 新市場開拓用米 飼料用米	○生産性向上の取組に対し、収量に応じた単価、面積払いで支援する方向。 ○6月までに実需者との事前契約が要件（その他要件あり） ★生産性向上の取組（３つを実施） ・効率的な施肥 ・高温耐性品種の作付 ・多収品種の作付 ・スマート農業技術の活用 ・高密度播種育苗栽培 米粉用米・・製粉コスト削減等に取組む計画を有する実需者との間で6月末までに複数年契約による連携が要件。 また、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援対象外。 飼料用米・・実需者との間で6月末までに複数年契約による耕畜連携が要件。 一般品種/多収品種に分けて単価を設定。
麦・大豆	○適切な輪作体系や団地化・ブロックローテーションの構築、（水田は排水対策）等を実施した上で、以下の取組から2つ行う農業者（その他要件あり） ・効率的な施肥（他作業と同時に施肥を行う側条施肥等） ・多収品種の作付け ・スマート農業技術の活用（自動草刈り機等）等 ○上記取組に対し、収量に応じた単価、面積払いで支援する方向。 ○地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援対象外。
飼料作物	○水田・畑を問わず、生産性向上の取組に対し、作物ごとの収量に応じた面積払いで支援する方向。自家利用を含む飼料生産者を想定。（3. をご確認ください）
主食用米 （業務用以外）	現行と同様、支援対象外。

【2.　産地交付金について】

○対象農地：水田・畑を問わず**地域計画**に位置付けられた農地
○対象品目：産地の収益力向上や供給の安定化に向けて支援が必要な品目
○産地交付金として実施されてきた野菜（トマト・白ねぎ等）や花きへの助成、**二毛作・耕畜連携助成等**の内容についても見直される方向です。（現時点で具体的内容は公表されていません）
○市町村単位で設定する交付金から県単位で設定するメニューとなる方向です。

3. へ続きます↓

【3. 飼料作物の生産性向上支援】

国が公表した制度の基本的な考え方では、飼料作物について生産性の向上の取組を行う生産者に対し収量に応じた**面積払い**で支援する方向性が示されています。

（作物毎・収量に応じて農業者の努力が報われるものとなるように、支援単価が設定されます）

対象作物	支援単価			その他
	基準単収〇kg以上～〇kg未満	基準単収〇kg以上～〇kg未満	基準単収〇kg以上	
飼料作物（永年生牧草除く） （イタリアンライグラス、スーダン、ソルガム、ライ麦、青刈りトウモロコシ等）	〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a	草種・収量によって単価を設定
永年生牧草 （オーチャード・リードカナリー・チモシー・クローバー等）	〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a	草種・収量によって単価を設定
WCS 用稲	〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a	WCS 用稲は R10～13 年度までに一般品種の支援単価を毎年〇円/10a ずつ引き下げる

※現時点（11/20）で国から具体的な内容（単価等）について示されていません。
※基準単収は、地域の実情を踏まえつつ作物毎に設定（乾物ベースで設定）。
※災害時等やむを得ない事情により単収が基準単収に満たない場合は別途支援単価を設定する。

〇支援対象者

実需者との利用供給協定を締結し、以下の生産性向上の取組みを 1 つ実施する飼料作物生産者（自家利用を含む）

① 作物に適した栽培条件の改善（心土破砕などの排水性向上等）
② 優良品種の利用促進（県が指定する奨励品種の利用等）
③ 飼料生産組織による作業効率化（コントラクターの活用等）
④ 省力化技術の利用（スマート農業技術の利用等）
⑤ 気候変動・獣害に対応した栽培（収穫時期の異なる草種利用等

〇収量の確認方法

以下の簡易な方法により収量を推計する（自ら計測する方法も可）

① 申請者は作付面積・ロール個数・ロールの直径高さを申告
② 申告された数値を用いて、次の計算式により単収を算出する。
〈単収＝（乾物重量/1 ロール）×総ロール数÷総作付面積〉

※1 ロールの乾物重量は国が設定する乾物密度×ロールの容積「（直径÷2）^{2}×π×高さ（幅）」で算出。
※自ら計測する場合は国があらかじめ示す計測方法に従い計測した結果を確認する。

【4. 今後について・ご確認ください！！】

〇現時点（11/16）で、交付単価・基準単収・具体的な内容について最終確定していません。
〇今後国から公表される情報により内容が変更される場合があります。
〇制度について詳細が公表され次第、大分県・九重町から周知していく予定です。
〇農業者の皆様におかれましては今後も国の動向に注視し、作付内容をご検討ください。
〇令和 9 年度以降は水張要件を求めない方向です。（すべての農地が交付対象となるわけではありません）

※このチラシは国が発表した基本的な考え方をまとめたものです。

【問合わせ先】九重町役場　農林課（九重町農業再生協議会事務局）担当：小野（電話：0973-76-3804）